

古物商とは？

古物商とは、古物（中古品等）をビジネスとして売買したり、交換したりする個人や法人のことを言います。また古物を貸して、レンタル料を取る場合や、お客様の古物を代売するような取引も古物商となります。そして、日本で古物商となるためには、『**古物商許可申請という行政手続きが必要**』です。もしも、古物商許可を取得せずに古物取引をしてしまうと、無許可営業として、**3年以下の懲役または100万円以下の罰金**が科される場合があります。さらに、罰則を受けてから**5年間は古物商許可が取得できなくなります**。

古物の意味とは

古物の意味は、古物営業法という法律で定義が決まっています。例えば、一度でも使用された物品は古物になり、未使用であっても、取引されたことがある物品は古物となるのです。ただし、流通段階における取引（元売り・卸売・小売り）については、物品の使用を目的としていない事を理由として古物とはなりません。あくまでも、一般消費者の手にわたった段階で古物となります。古物は法律で13種類に分類されますが、航空機や鉄道車両、20t以上の船舶、5t以上の機械（船舶や自走できる物・けん引装置があるもの以外）等、古物から除外されるものもあります。

古物商13品目

| 古物の区分 | プレートの表記 |
|--------------|----------|
| 1. 美術品類 | 美術品商 |
| 2. 衣類 | 衣類商 |
| 3. 時計・宝飾品類 | 時計・宝飾品商 |
| 4. 自動車 | 自動車商 |
| 5. 自動二輪・原付 | オートバイ商 |
| 6. 自転車類 | 自転車商 |
| 7. 写真機類 | 写真機商 |
| 8. 事務機器類 | 事務機器商 |
| 9. 機械工具類 | 機械工具商 |
| 10. 道具類 | 道具商 |
| 11. 皮革・ゴム製品類 | 皮革・ゴム製品商 |
| 12. 書籍 | 書籍商 |
| 13. 金券類 | チケット商 |